**健康管理自主点検表（定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組）**

　　事業場名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　所在地（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）労働者数（　　　　　）人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 有所見率 | 貴事業場 | | | | 滋賀局 | | | |
| 前々年値(%)  A | 前年値(%)  B | 最新値(%)  C | 増加率(%)  ()×100 | 平成25年(%)  ａ | 平成26年(%)  ｂ | 平成27年(%)  ｃ | 増加率(%)  ()×100 |
| 何らかの所見があった者の割合 |  |  |  |  | 48．5 | 48．8 | 49．9 | 2．9 |
| 血中脂質検査で所見があった者の割合 |  |  |  |  | 29．7 | 30．1 | 29．9 | 0．7 |

注)前々年値が不明の場合は、前年値との比較としてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 点　　検　　項　　目 | はい | | いいえ | |
| １ | 定期健康診断における有所見者について医師からの意見聴取を行っていますか。（安衛法第66条の4） | はい | いいえ | | 該当者  なし |
| ２ | １の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。  （安衛法第66条の5） | はい | いいえ | | 該当者  なし |
| ３ | 定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。（安衛法第66条の6） | はい | | いいえ | |
| ４ | 定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。（安衛法第66条の7） | はい | | いいえ | |
| ５ | 保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。 | はい | | いいえ | |
| ６ | 労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。（安衛法第66条の7） | はい | いいえ | | 把握していない |
| ７ | 保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項（食生活の改善等に取り組むこと）を着実に実施するよう指導していますか。 | はい | | いいえ | |
| ８ | 労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。（安衛法第69条） | はい | | いいえ | |
| ９ | 労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。（安衛法第69条） | はい | いいえ | | 把握していない |
| 10 | 健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。 | はい | | いいえ | |
| 11 | 労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容（栄養改善、運動等に取り組むこと）を示していますか。 | はい | | いいえ | |
| 12 | 6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。 | はい | | いいえ | |
| 13 | 事業者が取り組むべき事項について計画を作成していますか。 | はい | | いいえ | |
| 14 | 毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。 | はい | | いいえ | |
| 15 | 全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。 | はい | | いいえ | |
| 16 | 個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。（労働者ごとのPDCAの「CA」） | はい | | いいえ | |
| 17 | 定期的に事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、充実強化すべき事項等を計画に反映させていますか。（事業場全体のPDCAの「CA」） | はい | | いいえ | |
| 18 | 定期健康診断の結果、次のすべての検査項目について「異常の所見」があると診断を受けた労働者に対して労災保険の二次健康診断等給付を受け、二次健診（無料）を受診するよう働きかけていますか。   1. 血圧検査、② 血中資質検査、③ 血糖検査、④ 腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定 | はい | | いいえ | |
| 19 | 二次健診の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため、労災保険法に基づく医師または保健師による「特定保健指導」（無料）を受診するよう勧奨していますか。 | はい | | いいえ | |
| 20 | 健康保険組合、全国健康保険協会（健康増進事業実施者）からの依頼に応じて、定期健診のデーターを提供していますか。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条） | はい | いいえ | | 該当者  なし |
| 21 | 健康増進事業実施者による特定保健指導について労働者の受診機会に配慮していますか。 | はい | | いいえ | |
| 22 | 治療と職業生活の両立支援について、厚生労働省のヒント集を知っていますか。 | はい | | いいえ | |
| 23 | 治療と職業生活の両立支援について、厚生労働省の事例集を知っていますか。 | はい | | いいえ | |
| 24 | 「病気治療のために休んでいた従業員が復職するときに役立つ『会社と主治医間の情報連絡シート』」を知っていますか。 | はい | | いいえ | |
| 25 | 「健康経営」「健康投資」という言葉を知っていますか。  注：「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。 | はい | | いいえ | |

参考：滋賀労働局パンフレット「企業における健康づくりの好事例集」（滋賀労働局ＨＰに掲載）